

別紙様式第2（第2(1)及び(5)関係）

特定随意契約の公表

○契約申込期限前

公表事項		内 容
契約の対象区分		地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に係る特定随意契約
契約の内容	物品又は役務の概要	<p>鳥取市自転車の放置の防止に関する条例（昭和60年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第1条に定める目的を達成するために、条例第8条第1項に規定する自転車放置禁止区域及び条例第11条第1項に規定する公共の場所を巡回し、放置されている自転車に注意書を取り付ける。</p> <p>改善がない場合は条例施行規則（昭和60年鳥取市規則第22号。以下「規則」という。）第4条に基づき、撤去する旨を記載した警告書を取り付け、一定時間が経過した自転車を撤去し、所定の場所に保管する。</p> <p>巡回時には、規則第2条に規定する、自転車放置禁止区域であることを表示する標識の状況を確認し、損傷がある場合は本市に報告を行う。</p> <p>さらに、条例の目的を達成するための啓発活動を定期的に企画・実行することが望ましい。</p> <p>なお、鳥取市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和60年鳥取市条例第3号）第15条第2項に規定する、駐車制限期間を超えた自転車についても、指定管理者と連携しながら、所定の場所に移動し保管する。</p>
	規格・品質等	<p>①毎週5回各4時間、2人体制で巡回し、注意書・警告書を取り付ける。</p> <p>※土日祝日及び年末年始（令和8年12月29日～令和9年1月3日）は除く。</p> <p>②毎週2回各1.5時間、3人体制で撤去保管を行う。</p>
	数量等	<p>①放置自転車への注意書・警告書の取り付け：毎月約200枚</p> <p>②放置自転車の撤去保管：毎月約20台</p>
	納入場所又は履行場所	鳥取市内
	納入期限又は履行期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約締結予定日		令和8年4月1日（水）

契約担当職員が特に必要と認める事項	<p>(1) 定期的、継続的に業務を行えること。</p> <p>(2) 業務手順の変更があった場合に柔軟な対応ができること。</p> <p>(3) 放置自転車を撤去する労務が行えること。</p> <p>(4) 別記個人情報取扱特記事項を遵守できること。</p> <p>(5) 本市に毎月の業務実績報告が行えること。</p> <p>(6) 上記「契約の内容」に記載のない事項は、本市と協議の上決定すること。</p>
契約申込みの申請先	<p>鳥取市都市整備部交通政策課（鳥取市幸町71番地）</p> <p>電話：0857-30-8326</p> <p>FAX：0857-20-3953</p>
契約申込みの期限	令和8年3月18日（水）
契約の相手方の決定方法及び選定基準	<p>(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定された者であること。</p> <p>(2) 令和8年度鳥取市競争入札参加資格（物品・役務等）で別表営業種目表における営業種目「20：役務」のうち、「20-9：人材派遣」、「20-11：その他」のいずれかを登録している者であること。</p> <p>(3) 上記「契約担当職員が特に必要と認める事項」を確実にかつ適切に行える見込みがあること。</p> <p>(4) 本市内に本社、営業所等を有する者であること。</p> <p>(5) 本市の予算額の範囲で業務遂行できる者であること。</p> <p>(6) 特定随意契約参加申込書を本市に提出し、本市の審査に適合すること。</p>

○契約締結後

公表事項	内 容
契約締結日	
契約の相手方の名称	
契約金額	
契約の相手とした理由	